

財団法人衛星測位利用推進センター 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、財団法人衛星測位利用推進センター（英文名 SATELLITE POSITIONING RESEARCH AND APPLICATION CENTER 略称 SPAC）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、産業界・経済界における地理空間情報の利用拡大に向け、衛星測位（複数の人工衛星の信号を用いる位置の決定及び時刻、移動経路等の情報の取得）関連企業・団体と連携して、国内外における次世代の衛星測位の利用に関する調査研究の推進、並びにこれらの成果の普及を行い、衛星測位を利用した地理空間情報に関する事業活動の活性化及び事業化を促進し、もって高度な地理空間情報を活用できる社会の実現に寄与するとともに、わが国の産業の発展及び国際社会への貢献に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 衛星測位の利用実証・利活用の推進
- (2) 衛星測位の信頼性・安定性の向上に関する調査研究及び海外との連携
- (3) 衛星測位の利用による地理空間情報の活用に関する調査研究の推進
- (4) 衛星測位及び衛星測位を利用した地理空間情報の活用に関する普及啓発及び事業化の促進
- (5) 衛星測位の利用を促進するために必要な各種技術の標準化の推進
- (6) 衛星測位に関する経済界・産業界の意見・提言の取りまとめ
- (7) 地理情報システムを利用した地理空間情報の活用に関する各種団体との連携
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附を受けた財産
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 賛助会費収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の種別)

第 6 条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立に際し、基本財産として寄附された財産
- (2) 設立後、基本財産として寄附された財産
- (3) 設立後、理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 本財団の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

2 基本財産のうち、現金は、日本郵政公社その他確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本財団の目的達成上特に必要と認められる場合において、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）の承認を受けた後、その一部を処分し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(経費の支弁)

第 9 条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度の開始前に評議員会の審議を経た上、理事会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始前に主務大臣に提出しなければならない。

3 第 1 項の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに主務大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第11条 本財団の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、理事長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、貸借対照表及び正味財産増減計算書とともに監事の監査を経た上、理事会の議決を得た後、評議員会に報告しなければならない。
- 2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書は、当該事業年度終了後3月以内に主務大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

- 第12条 本財団は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。
- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

- 第13条 本財団の収支決算に差額が生じたときは、理事会の議決を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

- 第14条 本財団は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、主務大臣の承認を受けるものとする。

(事業年度)

- 第15条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員等

(種類及び定数)

- 第16条 本財団に次の役員を置く。
- (1) 理事 6人以上11人以内
- (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1人とその親族、その他特別の関係にある者の数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(職 務)

第18条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 理事長は、本財団を代表し、業務を統轄する。

3 専務理事は、理事長を補佐して、業務を総括するとともに、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本財団の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は主務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(任 期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第22条 本財団に9人以上14人以内の評議員を置く。ただし、理事現在数と同数以上とする。

2 評議員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 第17条4項、第19条及び第20条の規定は、評議員について準用する。この場合

において、第17条4項中「理事」とあるのは「評議員」と、第19条中「役員」とあるのは「評議員」と、第20条中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会及び評議員会」とあるのは「理事会」と、「それぞれ理事及び評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

4 評議員は、無報酬とする。

(兼任の禁止)

第23条 役員及び評議員は、相互に兼ねることはできない。

(顧問)

第24条 本財団に、顧問3人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本財団の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。

4 第19条第1項の規定は、顧問について準用する。

第5章 理事会及び評議員会

(理事会の構成)

第25条 本財団に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要事項を議決する。

(理事会の開催及び招集)

第27条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要があると認めたとき。

4 理事会は、理事長がこれを招集する。

5 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を

要する場合において、あらかじめ理事会で定めた方法により招集するときは、この限りでない。

- 6 第3項第2号又は第3号の規定により請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、前条第3項第3号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(理事会の定足数及び議決方法)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合を除くほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は、第27条第5項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りでない。
- 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の書面表決等)

- 第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する理事は、前条第1項及び第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の構成)

第32条 本財団に評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権能)

第33条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の事業運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。

(評議員会の招集等)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

3 第27条第5項、第29条、第30条及び第31条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第35条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更、解散等

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本財団は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 本財団の目的である事業の成功又はその成功の不能

(2) 破産手続開始の決定

(3) 設立の許可の取消し

2 前項第1号の事由によって解散する場合は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本財団が解散の際に有する残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務大臣の許可を受けて、本財団と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第 8 章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第 39 条 本財団は、その主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄附行為

(2) 役員名簿

(3) 事業報告書

(4) 収支計算書

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表

(7) 財産目録

(8) 事業計画書

(9) 収支予算書

(10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号及び第 2 号の書類は可能な限り最新の状態に常時備え、同項第 3 号から第 9 号までの書類は 5 年間備えて置かなければならない。

3 第 1 項第 1 号から第 9 号までの書類は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(委員会)

第 40 条 本財団は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 41 条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

(実施細則)

第 42 条 この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附 則（平成19年2月5日）

- 1 この寄附行為は、主務大臣の設立許可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。
- 2 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 本財団の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、許可日から平成20年3月31日までとする。
- 4 本財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第19条第1項本文の規定にかかわらず、設立後最初に開催される評議員会の日までとする。
- 5 本財団の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第22条第3項において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される理事会の日までとする。